

杉戸町告示第66号

杉戸町建設工事成績評定要領を次のように定める。

令和8年3月23日

杉戸町長 窪田裕之

杉戸町建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この告示は、杉戸町が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の最終請負代金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、次に掲げる工事については、評定を省略することができるものとする。

- (1) 主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されている工事
- (2) 土木工事における主たる内容が、照明灯、防護柵（転落防止柵含む。）、標識（情報板含む。）、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事
- (3) 建築工作物の工事における主たる内容が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理、機器等製作工事（据付け工事を含まない。）、外構工事、畳工事のいずれかに該当する工事
- (4) 単価契約工事
- (5) その他発注者が認めた工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、所属長及び検査員とする。

(評定方法)

第4条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について、監督又は検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、建設工事成績報告書（様式第1号）に記録するものとする。
- 3 完成検査時の指摘による手直し工事確認後の評定は行わないものとする。

(評定点)

第5条 評定点は、法令遵守等を除き、各評定者の評定点に別表第1に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

- 2 評定点の合計判定基準は、別表第2のとおりとする。

(採点方法)

第6条 評定の採点は、細目別評定採点表（様式第2号）により行うものとし、採点の基準となる考査項目については、別に定めるものとする。

- 2 評定の採点に当たっては、次の各号に掲げる内容を基準とする。
  - (1) 工事における創意工夫及び社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第3号）により提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮する。
  - (2) 施工体制、施工状況出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点し、標準より劣っていた場合は減点する。
  - (3) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとし、減点評価のみとする。
  - (4) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値（35点満点）に65点を加算して算出する。

(評定結果の通知)

第7条 町長は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 評定結果の通知等は町長決裁とし、併せて契約主管課長及び検査員の合議を要するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条による通知を受けた受注者は、これを受けた日から起算して14日（閉

庁日を含む。)以内に、工事成績評定結果説明請求書(様式第5号)により、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 町長は、前項による説明を求められたときは、必要に応じて杉戸町建設工事等指名業者資格審査会及び指名委員会に関する規程(昭和63年杉戸町規程第6号)第4条に規定する審査会で内容を審査し、工事成績評定結果回答書(様式第6号)により回答するものとする。

(評定の修正)

第9条 町長は、前条第2項による審査の結果、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、遅滞なくその結果を工事成績評価結果修正通知書(様式第7号)により受注者へ通知するものとする。

(法令順守等の措置による評定の修正)

第10条 町長は、第7条により成績評定結果の通知を行った後、当該工事に関して別表第3に掲げる法令遵守等の措置がなされた場合は、前条に準じて遅滞なくその結果を受注者へ通知するものとする。

- 2 前項による通知を受けた受注者は、第8条第1項に準じて、発注者に対し成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

(評定結果の公表)

第11条 町長は、当該年度に評定を行った工事について、翌年度の4月末日までに、工事成績評定点の一覧表を町ホームページに公表するものとする。

- 2 公表期間は、当該工事が完成した年の翌年度末までとする。
- 3 第8条第1項の定めによるものを除き、内容に関する問い合わせには応じないものとする。

(評定の劣るものの措置)

第12条 町長は、評定の結果により65点未満の評価を受けた者に対して、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱(令和2年杉戸町告示第60号)第11条の規定により、文書による警告の措置を行うことができる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

評定者	（第一次評定者） 監督員	（第二次評定者） 所属長	（第三次評定者） 検査員
配分率	0.4	0.2	0.4

別表第2（第5条関係）

評定点数	評価イメージ
86点以上	他の模範となるもの
81点から85点	標準的な工事の中で優秀なもの
71点から80点	標準
65点から70点	今後改善すべき事項があるもの
65点未満	以後の指名に影響を及ぼす恐れのあるもの 不良工事

別表第3（第10条関係）

措置内容	点数
1 入札参加停止3ヶ月以上	-20点
2 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5 文書注意	-8点
6 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、文書注意以上の処分が行われなかった場合	-3点